

機器室貫通部からの浸水防止（シール性向上）対策

重大事故基準への対応として、T.P.+15mまでの高さについては、配管などの機器室貫通部についても、隙間に止水材を追加することにより、防水性能の向上を図る対策をおこなうほか、原子炉建屋中間屋上の高さ（T.P.+20m程度）まで浸水防止対策を強化するため、貫通部からの浸水防止対策を追加して実施します。

